

庁舎等管理業務委託に係る最低制限価格制度事務処理要領

(目的)

第1 この要領は、岩手県が発注する庁舎等管理業務委託（以下「業務委託」という。）の条件付一般競争入札又は指名競争入札について、業務委託の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項及び会計規則（平成4年規則第21号）第101条第3項の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度（以下「最低制限価格制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格制度 地方自治法施行令第167条の10第2項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく、「契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる」場合において、最低制限価格を設ける制度をいう。
- (2) 契約担当者 会計規則第2条第10号に規定する者をいう。
- (3) 広域振興局等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「規則」という。）第18条第1項の表に掲げる広域振興局、第20条第1項の表に掲げる地域振興センター、第21条第1項の表に掲げる総務センター及び第28条第1項の表に掲げる北上、遠野、千厩及び岩泉土木センターをいう。

(対象業務)

第3 県庁舎及び地区合同庁舎の業務委託に係る予定価格が100万円を超える業務のうち、地方公共団体の物品又は特定の役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される契約以外の業務委託を締結しようとする場合について適用とする。

(最低制限価格の設定)

第4 最低制限価格は、予定価格に10分の8を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(予定価格調書の作成等)

第5 契約当事者は、最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を記載した書面（以下「予定価格調書」という。）を作成するものとする。

- 2 前項において作成する予定価格調書に第4に定める額を「(最低制限価格〇〇円)」と記載し、かつ、当該最低制限価格に100分の108を乗じて得た金額を「(最低制限価格(税込)〇〇円)」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6 委託業務の入札執行を所管する管財課総括課長又は広域振興局等の契約担当の長は、最低制限価格を設定するときは、入札公告に当該入札においては最低制限価格制度を実施する旨を記載するとともに、入札説明書に次の各号に掲げる事項を記載し、入札に参加する者に周知する。

- (1) 最低制限価格を設定していること。
- (2) 最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低の価格の入札者であっても落札者とならないこと。

(落札者の決定)

第7 入札の執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。

- 2 前項において落札者とすべき者がいない場合は、再度の入札を行う。
- 3 その他入札に関する取扱については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月に開始する業務委託に係る入札から適用する。
- 2 庁舎等管理業務委託に係る最低制限価格制度事務処理試行要領（平成28年1月1日制定）は廃止する。